

令和2年

第4回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和2年12月7日(月)

令和2年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年12月7日(月) 開会 午前10時00分  
散会 午後 0時14分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 神谷純平

## 令和2年第4回東栄町議会定例会議事日程

### 開会宣言

### 出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 議案第58号 東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第59号 東栄町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第60号 東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第61号 東栄町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第62号 とうえい温泉券売機等物品売買契約について
- 日程第11 議案第63号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第12 議案第64号 東三河広域連合規約の変更について
- 日程第13 議案第65号 令和2年度東栄町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第14 議案第66号 令和2年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第67号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第68号 令和2年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第69号 令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第70号 令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第20 報告第 9号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

## ----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から令和2年第4回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にご配布した日程の通りでございます。

## ----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により3番山本典式君6番伊藤真千子君の2名を指名します。

## ----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2会期の決定を議題といたします。お手元にご配付してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

それでは会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表。令和2年第4回東栄町議会定例会、会期日程は11日間でございます。12月7日月曜日午前10時本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託、12月8日火曜日休会、12月9日水曜日午前10時本会議、一般質問、12月10日木曜日休会、12月11日金曜日午前10時総務経済委員会、付託案件審査、午後1時文教福祉委員会、付託案件審査、12月12日土曜日休会、12月13日日曜日休会、12月14日月曜日休会、12月15日火曜日休会、12月16日水曜日休会、12月17日木曜日午前10時本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会、以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただ今朗読の通り本議会の会期は、本日から12月17日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(原田安生君)**

御異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月17日までの11日間と決定いたします。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

### ----- 諸般の報告 -----

**議長(原田安生君)**

次に日程第3 諸般の報告を行います。議会運営関係につきまして議会運営委員長から報告をお願いします。

(「議長、3番」の声あり)

**議長(原田安生君)**

3番、議会運営委員長。

**議会運営委員長(山本典式君)**

ご指名いただきましたので議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る11月17日及び12月1日の両日、当会議室において議会運営委員会を開催いたしました。11月17日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長。12月1日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和2年第4回東栄町議会定例会の会期及び審議予定はお手元に配付してあります。会期及び審議予定表の通りです。会期は本日から12月17日までの11日間でございます。付議事件につきましては議案13件、諮問1件、報告1件でございます。初日議了を除く各議案につきましては常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします議案付託表の通りでございますので慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は5名であり12月9日午前10時より開催いたします。続いて陳情書の関係ですが、お手元にお配りしました陳情請願等一覧表の通り陳情5件議員提案1件について個別に審査いたしました。審査の結果、受理番号19番は総務経済委員会に付託し、受理番号14番から18番につきましては議長預かりと致しました。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へ申し出てください。最後になりますが令和2年第4回東栄町議会定例会につきまして会期中ご協力の

ほど、よろしく願いいたします。以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。次に議会関係につきまして議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、議会事務局長。

**議会事務局長（亀山和正君）**

令和2年第4回東栄町議会諸般の報告を議長に代わりましてご報告いたします。令和2年第3回定例会以降の行事につきましては、お手元に諸般の報告として一覧表を配布させていただきましたのでお目通しをお願いいたします。次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては監査委員から9月29日に8月分、11月2日に9月分、11月30日に10月分の報告があり、いずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の取扱いにつきましては先ほどの議会運営委員長の報告の通りでございます。以上で諸般の報告を終わります。

**議長（原田安生君）**

以上で諸般の報告を終わります。

----- **行政報告・町長大綱説明** -----

**議長（原田安生君）**

次に日程第4行政報告及び日程第5町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

それでは改めまして、おはようございます。本日は、令和2年第4回東栄町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、公私にわたり大変お忙しい中、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。師走を迎え、日を追うごとに寒気も深まり、冬の到来を感じるようになってまいりました。令和2年も余すところ、ひと月弱となりました。振り返りますと、年明けの頃には想像もつかなかった事態として、新型コロナ

ウイルスという見えない敵との戦いに明けくれた1年であったように感じています。新型コロナウイルス感染症については、11月以降、全国的に感染者が急増し、「第三波」の様相を呈しております。愛知県内、特に東三河地域においても、依然として感染者がでていいるところであります。そうした渦中にあるものの、東栄町では、幸いにもこれまで感染者がでていないことは、町民の皆さまが、感染防止対策に十分ご理解いただき、ご協力いただいている賜物であると、改めてお礼申し上げるところでございます。海外からワクチン開発の明るい知らせも届いており、国においては、新型コロナウイルスワクチンの接種無料化を柱とする改正予防接種法が12月2日の参議院本会議で可決成立をされたところでございます。費用は国が全額負担し、実施主体は市町村となります。日本はですね来年前半までに全国民分のワクチンを確保する方針を明らかにしております。現時点で、接種開始時期は定まっておりますが、国の動向を見極めつつですね、しっかりと体制準備を進めてまいりたいと考えております。12月に入り、寒さが高じる一方、忘年会や年末年始の帰省など人の動きが活性化する時期を迎える中、国においても12月からのイベント開催制限の緩和を見送り、11月までの制限を継続するとともにですね、GOTOキャンペーンの運用の見直しなどを行うなど、警戒を強めておるところであります。また、年末年始を控え、季節性ですねインフルエンザウィルスの同時流行も懸念されるところでございます。町民の皆様には、予防接種を受けていただきたいと思っております。今のところ、インフルエンザの流行は抑えられているところではありますが、町民の皆様には、引き続き、気を緩めることなく、マスクの着用、手指の消毒、三密の回避など基本的な感染防止対策の徹底を周知するとともに、冬季におけるですね換気・保湿、「感染リスクが高まる5つの場面」を認識をし、感染リスクを小さくする行動をとるなど、感染防止対策の強化をですね町民そして事業者の皆様をお願いしております。今後も、「新しい生活様式」の一層の導入を図りながら、社会経済活動との両立に努めてまいりますのでよろしくお願い致します。それでは、提案理由の説明に先立ちまして、お許しをいただきまして、9月議会定例会以降の主な取り組みを報告させていただきます。まず、総務課関係においては、2年間の継続事業で進めております防災行政無線の整備工事についてですが、東山中継局はこの12月中旬完成予定でございます。同報系については11月中旬に新設の屋外拡声子局を設置完了しており、既存の屋外拡声子局のスピーカー交換作業を現在行っております。1月から試験運用を開始するというところでございます。移動系は各施設に設置完了しております。消防はこの12月中に設置完了する予定です。1月から試験運用開始となります。また、Sアラートは、12月下旬にアプリをリリース、これは町民の皆様提供して、アプリを取り込んでいただく、1月に入ってから試験放送を開始いたします。1月の広報紙と共にSアラートのチラシを配布させていただきます。また、とうえいチャンネル調査及びモバイル端末、携帯電話等、所有・活用調査を実施をさせていただきました。最終的な集



計結果をまとめるとともに、その調査結果による対応策を今後しっかりと検討してまいります。公共施設管理計画についてであります。二次評価、三次評価を行ったうえで各施設ごとの最終評価をまとめ、各施設の詳細方針を決定したうえで、個別計画を策定する運びとなっており、3月末完了予定でございます。本年度予算をお認めいただいたドローンの購入と操作の育成については、ドローン活用検討委員会を立ち上げ、本年度は総務課、振興課、経済課、事業課から各1名を選出いただいてですね、副町長、総務課長含めて6名でスタートをしております。研修については座学2時間、実技が10時間となっており、2日間11月9日・11日で講習を終え、効果測定をクリアして無事飛行ができるようになっております。今後は定期的な訓練等により技術等をさらに身に付け、効果的なドローンの活用を検討してまいります。来年度も引き続き、研修を行い、増員をしていく予定でございます。次に振興課関係です。平成29年度から始まった「まちづくり座談会」も今年で4回目となります。9月27日日曜日に新型コロナウイルス感染症対策に配慮した形での開催となりましたが、「住み続けられるまちづくりを」テーマに7つの分科会形式とオンラインを活用して実施をしたところでございます。様々な分野において、現状やまちの変化を共有していただき、まちづくりの土台となる意見が多く出され、今年策定する第6次総合計画・後期計画の参考にさせていただいております。翌日の28日には、第2回の総合計画戦略会議、行政評価を開催し、委員の皆様から保健、医療、福祉、教育などの評価をいただいたところであります。そして、11月9日に第2回総合計画推進会議を開催し、第6次総合計画・後期計画（案）を説明し、ご意見をいただいたところでございます。現在、計画案の最終とりまとめ作業に入っていますが、今後の予定としては、計画案のパブリックコメントを12月末から行い、その後第3回推進会議、2月1日開催予定を経てですね、2月中旬の計画書策定完了となる予定でございます。第2回のまちづくり座談会は2月下旬に開催する予定となっております。次に地域支援課関係でございますが10月14日に一般社団法人愛知県古民家再生協会と「空家等古民家の活用に関する包括連携協定」を締結させていただきました。協会様の持つおられる情報や取り組みなどを最大限活用させていただき、更なる移住定住施策を進めてまいります。連携協定につきましては新城市、設楽町、豊根村とも取り交わしておるところでございます。また、下田市場で起業されました「奥三河不動産」とも「東栄町空家等情報活用制度に関する協定」を締結させていただきました。今後はお互いに情報共有させていただきながら、町の移住定住にご協力いただけるものと考えております。11月5日には東栄町空家等対策協議会を開催させていただきました。平成30年度に空き家実態調査を行い、空き家等対策計画案を策定をしております。7名の委員の皆様にご審議いただきこの計画をご承認いただきました。また、特定空家、そのまま放置すればですね倒壊等著しく保安上危険になる恐れのある状態など、判断基準についても、判断チェックシートによる判断基準を採用することに決定をさせていただきました。2月



には2回目の協議会を開催する予定となっております。次に住民福祉課関係ですが、以前もお話しをさせていただいております中田クリーンセンターのごみ処理、焼却炉の問題等でございますが、来年度より焼却を止め、可燃ごみを外部搬出する予定となっております。その受け入れ先であります三重県伊賀市との調整もあるため、10月1日に北設広域事務組合の北設3町村長と根羽村長の4名で、伊賀市長に挨拶を兼ねて訪問させていただいたところでございます。今後は搬出に向け、しっかりと準備を進めてまいります。また、町としても役場上の駐車場のところにありますゴミストックヤード、集積場を活用していただき、さらにゴミの減量化にご協力いただきたいと思います。次に葬祭につきましては、11月30日の全員協議会で報告させていただきました。10年間町民のために葬祭業務を受けていただきました東栄セレモニーが、12月末をもって営業を停止いたします。解散されることとなりました。誠に残念でございますが、この間のご労苦に心より感謝とお礼を申し上げたいと思っております。次に経済課関係ですが、クマの目撃情報が相次いでおります。県内で17件、東栄町では8月11日の御園、10月20日の小林、11月16日の月の3件となっております。事故は発生しておりませんが、くれぐれも十分屋外作業等注意をいただき。また、単独で山に入らないようお願いをしたいと思います。とうえい温泉でございますが、コロナ禍の影響で売り上げは4月から10月までの昨年度比54.6%という厳しい状況です。客足は戻りつつありましたが、最近のコロナウィルスの状況によると年末にかけて非情に厳しい状況を想定しなければならないと思っております。健康の館も10月は売り上げも93.9%まで回復しておりましたが、今後コロナの影響でキャンセルとなる可能性も十分ございます。今年の年末年始の営業につきましては、12月31日と1月1日は休業とさせていただき、1月2日から通常営業となっておりますのでよろしくお願いいたします。そして来年度に向けて、経済団体との意見の交換会を開催させていただいております。11月4日に商工会、5日に漁協組合、9日には森林組合と来年度要望含めて懇談をさせていただいたところでございます。次に事業課関係ですが、最初に水道関係でございます。先日ご報告させていただきました三輪浄水場のろ過装置の目づまりの件ですが、予算もお認めいただき一系統ずつ交互に洗浄し配水に支障をきたさないよう直ちに取り掛かっております。よろしくお願いいたします。それから、最近雨が非常に少なく渇水傾向にある浄水箇所がみうけられるため、年末年始を迎えますので取水状況に影響をきたさないようしっかりと対応してまいります。例年11月に東京で開催される道路や災害、治水砂防、簡易水道などの全国大会や国への要望、国会議員への要望などもコロナ禍で中止となることも心配されましたが、一部は中止となったものもございますが、概ね予定通り開催されましたので大会に参加し、要望活動もさせていただいたところでございます。特に三遠南信自動車道路の要望については、愛知県を代表させていただき、長野県さんと静岡県さんと共に国交省、財務省への要望をさせていただきましたが、現在、鳳

来峡から東栄インター間も全てのトンネル工事に着手をしております。国交省からは補正予算ではなく、是非当初予算での獲得ができるよう一緒をお願いしたいとのことでございました。しっかりと今後も機会があることに当初予算の要望、財務省等に要望してまいります。愛知県への要望も引き続き、特に直接的に現場の事を承知しております建設事務所、支所等を通じて行ってまいりたいと思っております。次に教育課関係です。9月16日に総合教育会議を開催し、教育に関する事務の管理及び執行の状況点検・評価について、小中学校のICT機器整備計画の変更について、これにつきましてはGIGAスクール構想に伴う学習用端末等の整備を今年度に前倒して整備をするということ、令和2年度の教育課関係主要事業の進捗状況の報告、今後の主な取り組みとしては「コミュニティスクールの導入に向けた検討」「教育関係の公共施設等総合管理計画個別計画及び長寿命化計画の策定」などをご協議いただいたところでございます。コロナ禍の影響では、「とうえい未来塾」の開催が縮小となっております。「生涯学習講座」は半分以上の講座が中止という状況。また、文化祭行事はご承知のように作品展のみ開催でございました。一方、スポーツ関係では、グランパスのサッカー教室の中止、今後予定しておりましたドラゴンズ野球教室も中止という状況でございます。いつも12月の初旬に開催しておりました愛知県市町村対抗駅伝も中止となりました。一部東海テレビの放送があったやに聞いております。残念ながら中止という状況でございます。バスケットボールの三遠フェニックスの試合、奥三河デーであります。北設3町村の住民無料招待などがございますが、これにつきましては今のところ予定通り1月30日の土曜日、31日の日曜日に開催される予定となっております。ご案内の通り、成人式につきましては1月10日に予定通り開催という状況でございますのでよろしくお願いいたします。総合社会教育文化施設利用状況につきましては、学校の夏休みが短縮されたこともあり合宿等がキャンセルになったため、大幅な利用者の減という状況でございます。11月25日には、東栄小学校で行われました天地人教育事業研究会に参加させていただきました。郷土愛について考える道徳の授業でございましたが、教員だけでなく議会からも議長、文教福祉委員長に出席いただき、教育長はじめ教育委員の皆さんも参加していただいたところでございます。地元の先輩のビデオレターでの語りやゲストハウスの愛さんの話などを聞いての意見交換や交流ができ、人とつながることの大切さが実感できた会であったというふうに思っております。最後に医療センター及び保健福祉センター（仮称）についてであります。議会からのご意見や、住民からのご意見等を受けて、8月から基本設計の見直し作業に取り掛かってまいりました。この間、子育てサークルの代表者の方々や老人クラブの役員の皆さん、また社会福祉協議会の理事の皆さんなどと意見交換をさせていただいております。10月21日には医療センター及び保健福祉センター統括会議を開催し協議の上で、基本設計素案を決めていただいたと。その後10月28日に議会全員協議会を開催していただきまして、検討経過、配置計画案、平面計画案、整

備スケジュール、概算工事費をお示しをして協議をしていただいたところでございます。また、令和4年度の医療センターの職員配置、歳入歳出の試算についても説明をさせていただいたところでございます。在宅医療・介護サービス強化チーム、移送サービスチーム、後方支援体制の強化チームについては、それぞれのチームリーダーから説明をさせていただいたところでございます。基本設計に寄せられた意見の公表と回答等についてもあわせて報告させていただきました。そして、基本設計の最終案を11月30日に開催の議会全員協議会において、先の基本設計素案との比較をしながらご説明させていただいたところでございます。その内容につきましては、事業概要について、設計コンセプトについて、計画概要について、敷地条件について、配置計画について、平面計画に、立面断面計画、構造計画について、整備スケジュールも説明をさせていただいたところでございます。それを受けて、12月4日には、臨時の区長会を開催させていただき、議会で説明した内容と同じものを丁寧にご説明させていただいたところでございます。今後、地区への説明にお邪魔させていただきたいとお願いをしておりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大している中であり、心配をされることも多々あるという区長さん方の意見もございました。各区長さんの判断により、それぞれの地区での開催を決定するはこびとなりましたのでご承知のほどお願いいたします。なお、令和3年1月号の広報とうえいの紙面において、東栄医療センター及び保健福祉センターの特集ページ、4ページ程度を考えておりますが、ここに掲載をさせていただき、基本設計等の内容などをお知らせする予定でございますので、よろしく申し上げます。また、現在医療センターで勤務されている職員、看護師、技士等の面談を終えておりますが、今後は医師等の面談も実施する予定であります。以上大変長くなりましたが、行政報告を終わらせていただき、引き続き、本日提案をいたします議案等の提案理由について、概略をですねご説明をさせていただきたいと思っております。今議会には、議案13件、諮問1件、報告1件を上程いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。では各議案について簡略に説明をさせていただきます。議案第58号東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。公職選挙法の改正によりまして選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成を公費負担とすることを定めるものでございます。議案第59号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正については、医療センターの機構の見直しをすることに伴い、等級別基準職務表を改正するものであります。議案第60号東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行並びに子ども子育て支援法の規定に基づいて基準を見直すものであります。議案第61号東栄町国民健康保険条例の一部改正については、保険料の軽減判定所得の基準を見直すことに伴い改正するものであります。議案第62号とうえい温泉券売機等物品売買契約については東栄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例の規定に基づき、議決を求めるものであります。議案第 63 号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更については、尾張市町交通災害共済組合を組合から脱退させ、それに基づいて規約を改正するものであります。議案第 64 号東三河広域連合規約の変更については、地場産業を担う人材の育成支援に関する事業を行うため、広域連合の処理する事務に追加するものであります。議案第 65 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号は、2 千 146 万 5 千円を増額補正するものであります。今回の補正については、まず人件費では、人事院勧告に基づく職員等の期末手当の減額、共済費の標準報酬月額改定による増額及び異動等による調整であります。その他の内容としましては、移住通勤支援・町内定住促進支援補助金、後期高齢者福祉医療費をはじめとする各種医療費及び給付費等、介護予防センター・とうえい温泉の修繕費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託、インフルエンザ予防接種費用助成金、合併浄化槽設置者補助金、特産品開発等事業補助金、観光施設等 W i - F i 環境構築委託料、一般県道八橋中設楽線改築工事に係る公共補償、花祭会館音響設備改修工事に係る増額が主なものであります。減額の主なものは林道災害復旧工事費と後期高齢者医療特別会計をはじめとする 5 特別会計への操出金でございます。議案第 66 号令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は、49 万 6 千円を増額補正であります。主な内容は、後期高齢者医療システムの改修費用の増額であります。議案第 67 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 3 号は、48 万 3 千円の減額補正であります。主な内容は、消費税の減額となっております。議案第 68 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号は、52 万円の増額補正であります。主な内容は、新規公共樹の設置に係る工事費と消費税の増額であります。議案第 69 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号は、8 千円の増額補正であります。主な内容は、人件費の増となっております。議案第 70 号令和 2 年度東栄町医療センター特別会計補正予算第 3 号は、250 万 3 千円を増額補正であります。主な内容は、マイナンバーカードを活用した健康保険証のオンラインでの資格確認に対応するためのシステムの構築費用の増額とインフルエンザ流行期に備えた発熱外来診療・検査体制を確保するための国の補助金が追加されたことなどによる歳入の財源更正でございます。諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦については、令和 3 年 3 月 31 日をもって委員 4 名が任期満了となるため、委員の推薦について議会の意見を求めるものであります。報告第 9 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告するものであります。以上であります。詳細については副町長はじめ担当課長から説明をさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（原田安生君）



これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後に議了したい議案等がございますので申し上げます。日程第6議案第58号東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、日程第10議案第62号とうえい温泉券売機等物品売買契約について、日程第11議案第63号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第12議案第64号東三河広域連合規約の変更について、日程第19諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、日程第20報告第9号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、以上6案件は本日の議案審議の後直ちに議了したいと思っておりますのでご了承の上お願いを致します。

### ----- 議案第58号 -----

**議長（原田安生君）**

次に日程第6議案第58号東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

それでは失礼します。第58号東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。それでは第1条から要点を説明させていただいた後、配布させて頂いた資料も説明させていただきます。第1条ですが趣旨でございます。公職選挙法においてお金のかからない選挙の実現と候補者間の機会均等を図る観点から公費による選挙費用の負担、選挙公営制度を設けるものでございます。第2条ですが選挙運動用自動車の使用の公費負担であります。ここでは自動車の選挙公営制度に基づき候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を規定するものでございます。続きまして第3条ですが選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出の規定でございます。選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり有償契約を締結することとその他町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定いたします。次に第4条ですが、1枚めくっていただきまして選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続きの規定であります。選挙運動用自動車の選挙公営制度を利用するにあたり契約類型ごとの公費負担額を規定するものであります。続きまして5分の3ページになりますが、第5条です。選挙運動用自動車使用の契約

の指定であります。公職選挙法施行令第109条の4第3項に従いまして複数の契約がある場合、第4条のハイヤー方式、個別契約レンタル方式には候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているとみなされ両方の制度を同時に利用することができない。候補者による指定が必要となります。その下、第6条ですがこちらは選挙運動用ビラの作成の公費負担であります。公職選挙法第142条第11項の規定を受けた条例を規定するものであります。公費負担の対象となるビラの作成費用、議員候補者もビラの配布が可能となります。町長は5000枚、議員さんは1,600枚が限度であります。第7条ですが選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出でございます。こちらも自動車使用と同一のもので選挙運動用ビラ作成公営制度の適用を受けるためには業者との間で有償契約を締結して委員会へ届ける必要があります。第8条ですが選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続きを規定するものです。ビラ作成費用につきましては公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて両者に対して支払うことを定めるものでございます。委員会が確認していない場合、枚数を超過した場合は超過部分は公費対象外となります。1枚めくっていただきまして、第9条であります。選挙運動用ポスターの公費負担であります。公職選挙法第143条第15項の規定を受けた条例の規定を定めるものでございます。公費負担の対象はポスター掲示場に掲示するポスターであります。次に第10条ですが、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出であります。同じく選挙運動用ポスター作成公営制度の適用を受けるためには業者との間で有償契約を締結し委員会へ届ける必要があります。第11条でございますが、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額支払い手続き、ポスター作成費用の単価の上限、枚数の上限を規定します。また契約を締結し委員会へ届出、業者からの請求に基づき町が支払うこととなります。第12条委任でございますが、条例の施行に必要な手続きについて委員会へ委ねる規定でございます。5分の4ページをご覧ください。附則であります。施行期日、この条例は令和2年12月12日から施行する。2の経過措置でありますがこの条例による改正後の東栄町議会議員及び東栄町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される東栄町議会議員選挙または東栄町長選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によります。提案理由でございますがこの案を提出するのは公職選挙法の一部を改正する法律の施行に基づき町の選挙における立候補に係る環境の改善のため選挙公営の拡大に係る措置を講ずる必要があるからである。以上でございますが皆さんお手元に配布させて頂きましたA4の資料ですが、議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大ということで、これまた条例と公職選挙法の改正点などを要約したものでございますが説明させていただきます。最初に選挙運動用自動車の使用、運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成、右の方に第2条、3条と書いてありますが、今上程した条例の指し示しているところでございます。これらの3つが公費で賄われることとなります。ただし

無投票となった場合、1立候補届出日のみ公費の対象となります。2と3ビラとポスターにつきましては全て公費の対象であります。ただし公職選挙法第93条に規定により、93条というのは供託金を規定されたものでございますが、供託金が没収された場合は、全額候補者の自己負担となります。町長選の場合は供託金現行通り50万円でございますが、議員さんの場合は新たに15万円供託金が発生しますのでよろしくお願ひします。ちょっとまた上戻るんですが町長選挙の場合没収点が有効投票総数掛ける10分の1、町議会議員選挙没収点が有効投票総数割る町の議員定数8人掛ける10分の1が没収点となりますのでよろしくお願ひします。その下の(1)選挙運動用自動車の使用でございますが、表にまとめさせていただきました。区分と対象と基準限度額1一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約、これは第4条第1号関係になります。公費の対象として選挙運動用自動車として使用した各日の料金の合計1日について1台に限ります。基準限度額は64500円でございます。2の1の契約以外の場合、レンタル方式でございますが、自動車の借入れ契約、2の燃料の供給に関する契約、3の運転手の雇用に関する契約で右の方に限度額がそれぞれ15,800円、7,560円、12,500円と規定されているものでございます。(2)の選挙運動用ビラの作成でございますが、議員さんも先ほど言いましたように1600枚作成して配ることが可能となります。選挙運動用ビラ第8条に規定する者ですが基準限度額が7円51銭1枚につきです、町長選挙が5000枚、議員の選挙が1600枚であります。3の選挙運動用ポスターの作成です。これはポスターの掲示場現在96箇所ございますが、ここに貼るポスターのことであります。選挙運動用ポスターの作成第11条です。単価の上限ですが、525円6銭掛けるポスターの掲示場数96プラス310500円でこれをポスターの掲示掲示場数で割り返します。枚数の上限が掲示場数が96となります。以上でございます。

**議長（原田安生君）**

議案第58号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

この今回の議案によってですね公費負担、自治体の負担が出てくるということなんです。財源は何かしら国や県などから措置されるものなんでしょうか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）



議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

試算の方は詳しくはしてないんですが、国、県とか来ることはなく全て一般という  
か町村の持ち出しになります。以上です。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 58 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。  
討論はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

反対ですか。

4 番（浅尾もと子君）

賛成です。日本共産党の浅尾もと子です。本議案に賛成の立場で討論いたします。  
町議選が公費の負担になると同時に供託金 15 万円これも町議選の対象になってきま  
す。私は供託金の導入については反対の立場です。先進諸外国では供託金の廃止また  
はごく小額である例が多く、日本の高額な供託金制度また高い供託金没収点そういつ  
たことから資力のない者には立候補をためらわせる効果があり、現行の供託金制度は  
違法性が指摘されているからです。しかしながら全体としては町議会議員選挙の立候  
補者の資金のあるなしにかかわらず候補者の主張を広く知らせることができるとい  
う点で選挙運動に関わるお金を町が公費で負担することには賛成します。以上です。

議長（原田安生君）

ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で討論を終わります。これより議案第 58 号の件を採決いたしますお諮りいた  
します。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

御異議なしと認めます。よって議案第 58 号の件は原案のとおり可決されました

----- **議案第 59 号** -----

**議長（原田安生君）**

次に日程第 7 議案第 59 号東栄町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

東栄町職員の給与に関する条例の一部改正であります。1枚めくっていただきまして2分の1ページをご覧ください。東栄町職員の給与に関する条例新旧対照表がございます。これは東栄医療センターの機構の見直しに伴う改正でございます。別表第3等級別基準職務表第5条関係4の医療職給料表の基準職務表の改正を行います。下の方になります。改正前の4級のところをご覧ください。4級のところでは主任栄養士をこれ改正後になりますと主任栄養士及び診療放射線技師とします。次に5級でございますが薬局長の職務を改正後は薬局長の職務の後に及び統括主任を付け加えます。次に裏のページ2分の2ページをごらんいただきたいと思っております。こちらは医療職給与表3表でございます。看護師に係る等級別基準職務表でございます。改正内容でございますが下の方5級の欄をご覧ください。5級看護師長の職務を改正後は統括主任に改めます。次に6級の総看護師長を改正後は看護師長に改めるものでございます。最初のページにお戻りください。附則であります。施行期日1、この条例は令和3年4月1日から施行する。2の経過措置であります。改正前の東栄町職員の給与に関する条例の規定に基づくこの条例の施行日以降に支給される給与はなお従前の例による。提案理由でございますが、この案を提出するのは東栄医療センターの機構の見直しを行い等級別基準職務表の改正を行う必要があるからである。以上でございます。

**議長（原田安生君）**

議案第 59 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

看護師長を統括主任に置き換えるということが書かれていますが、統括主任とはどのような職務なのか、看護師長とどう違うのか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、医療センター事務長。

**医療センター事務長（前地忠和君）**

総師長を統括主任に変更するのではなく総師長を師長に置き換え、師長であったのを統括主任とさせていただきます。これにつきましては現在主任4名いるのですがそうした中から病棟と外来、10月28日にお配りさせていただいた令和4年度の機構図については外来と在宅といったようなこととなりますが、そうした所の責任を持っていただくところですので主任よりもう一つ上ということでそういった位置づけをさせて頂きたいと思っています。以上です。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

統括主任を置かなければならない法その他の決りがあるか伺います。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、医療センター事務長。

**医療センター事務長（前地忠和君）**

特にそういったものはございません。

**議長（原田安生君）**

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第59号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に日程第 8 議案第 60 号東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第 60 号東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。提案理由は子ども子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）の施行並びに子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 34 条第 3 項、第 46 条第 3 項及び第 58 条の 4 第 2 項の規定に基づき東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を見直す必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するのです。主な改正内容につきまして説明いたします。新旧対照表の 39 分の 1 ページをお願いいたします。今回の改正につきましては法令等の改正により条例の題名を東栄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例と改めます。次に目次を細分化する改正を行います。次に 39 分の 3 ページをお願いいたします。第 5 条、第 6 条を始めこれ以降は法改正により用語の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定こども」に改められたことによる用語の整理や条項のずれに伴うものが主な改正内容となっております。続きまして 39 分の 6 ページをお願いいたします。第 13 条の改正につきましては幼児教育保育の無償化に伴い費用の取扱いに関する変更となります。次に 39 分の 32 ページをお願いします。こちらにつきましては第 53 条から第 61 条までは改正されました子ども子育て支援法で新設された条項に伴い、特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準として子ども子育て支援の提供の記録利用料及び特定費用の受領、国籍や社会的身分などで差別的な取扱いをしてはならないという内容の施設等利用給付認定子供を平等に取り扱う原則などを本条例で新たに施設等の運営基準を定めるものです。それでは議案の 13 分の 13 ページをお願いします。附則、この条例は公布の日から施行する。説明は以上です。

議長（原田安生君）

議案第 60 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

若干時間早いんですが皆さんお揃いなので再開をいたします。

---

### 議案第 61 号

---

議長（原田安生君）

次に日程第 9 議案第 61 号東栄町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

議案第 61 号東栄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。提案理由は、国民健康保険法施行令の一部改正により軽減判定所得の基準を見直し、所要の規定の整備を行う必要があるから議会の議決を求めるため条例の改正案を提出するものです。改正内容につきまして説明いたします。新旧対照表の 5 分の 1 ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、本則の 17 条第 1 項と附則の第 3 条に規定しています保険料の減額に関する規定の改正となります。新旧対照表の 5 分の 2 ページをご覧ください。第 17 条第 1 項第 1 号の改正につきましては、保険料の 7 割軽減に関する規定の改正です。税制改正におきまして、基礎控除の額が現行の 33 万円から 43 万円に引き上げられるとともに給与所得控除、公的年金等控除については 10 万円引き上げられることに伴いまして不利益が無いよう軽減判定所得を算出する際、給与所得、年金所得のある世帯員が 2 人以上ある場合は、給与所得、年金所得のあるものの数の合計数から 1 を引いて 10 万円をかけた額を加え算出することとします。第 2 号の改正につきましても保険料の 5 割軽減の判定基準に係る改正であり第 1 号と同様の改正を行います。1 枚はねていただいて、5 分の 4 ページ第 3 号の改正につきましても保険料の 2 割軽減の判定基準額に係る改正であり第 1 号、第 2 号と同様の改正を行います。附則の改正につきましても税制改正に伴う読み替え規定となっております。

す。それでは議案の2分の2ページをお願いします。附則、施行期日、第1条、この条例は令和3年1月1日から施行する。経過措置、第2条、この条例による改正後の東栄町国民健康保険条例第17条第1項及び附則第3条の規定は令和3年以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による。以上となります。

**議長（原田安生君）**

議案第61号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第61号の質疑を打ち切ります。

---

## 議案第62号

**議長（原田安生君）**

次に日程第10議案第62号とうえい温泉券売機等物品売買契約についてを議題といたします担当課長の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、経済課長。

**経済課長（夏目明剛君）**

議案第62号とうえい温泉券売機等物品売買契約について。1契約の目的、とうえい温泉券売機等購入。2契約の方法、指名競争入札。3契約金額、1045万円。4契約の相手、愛知県名古屋市西区中小田井2丁目245番地、株式会社 fujitaka 名古屋支店支店長田川賢次。次ページに参考資料を添付しました。契約金額につきましては請負率79.3%となりました。以上です。

**議長（原田安生君）**

議案第62号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4 番（浅尾もと子君）**

この契約は 1045 万円という高額な契約です。参考資料によりますと、事業の概要内訳は券売機売上集計用パソコン購入、売上集計用ソフト及びデータ編集用ソフト購入とあります。それぞれの金額を伺います。

（「議長、経済課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、経済課長。

**経済課長（夏目明剛君）**

それぞれ金額がですね最終的に入札した金額これをどういうふうに分けてるかって事業者の方で決めてるということで内容については分かりませんが、元々の見積もりですね設計金額につきましてはおおよそですね券売機分がですね 80%ぐらい、あとその残りの部分になります。以上です。

**議長（原田安生君）**

他ありますか。

（「議長、4 番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4 番。

**4 番（浅尾もと子君）**

今回、参考資料によりますと指名競争入札の結果、指名した 5 社のうち 4 社が辞退しております。指名競争入札で 1 社のみが入札に応じた場合には入札を取りやめるといった自治体があるということはこの議案の検討してる中で私は知りました。この点で東栄町では指名競争入札で入札が 1 社のみといった場合も有効としていると理解して良いか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**



入札に関しましては、例えば5社指名いたします、実際のところ業者いろんな事情がございまして辞退することがよくあります。例えば5社指名して2者入札ということで今回の場合たまたま1社が参加という事で東栄町として特に問題がないと思っております。以上です。

**議長（原田安生君）**

その他ございますか。  
（「議長、5番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、5番。

**5番（加藤彰男君）**

参考までに教えてもらいたいんですけど、今回の事業者の fujitaka の方はこの分野の事業実績等はどのような事業者でしょうか  
（「議長、経済課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、経済課長。

**経済課長（夏目明剛君）**

温泉の方、券売機を入れていただいている事業者があるんですけど、現在使っている券売機の事業者となります。以上です。

**議長（原田安生君）**

そのほかございますか。  
（「なし」の声あり）

以上で議案第62号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。  
（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。反対ですか。

**4番（浅尾もと子君）**

反対です。日本共産党の浅尾もと子です。本議案に反対の立場で討論を行います。新型コロナウイルス感染症対策として、お客の指と押しボタンとの接触を避けるキャッシュレス化の効果を否定するものではありませんが、新たに購入する券売機にも押しボタンが主として残ります。多くのお客がキャッシュレスに移行していないためです。そうすると数少ないキャッシュレスに対応するお客だけのために今現在使えている券売機を処分するのはもったいないことだと私は思います。現在の券売機と併用してキャッシュレス化に対応するカードリーダーを複数導入して受け付け等に設置すればもっと安く目的は達せたと考えます。1300万円もの予算があれば新城市民病院で導入している非接触型の検温AIカメラの設置。新城では100万円程度でありました。そういった対策も可能でありまして温泉スタッフやプール、交流館などで働く皆さんを感染から守る意味で、より有意義な使い道は他にあったと考えます。入札についても、入札の方法についても納得できないため反対といたします。

**議長（原田安生君）**

次に原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、2番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、2番。

**2番（森田昭夫君）**

案件に賛成いたします。この機械を2台置けばもっと多様に使えるなんて話ですが、装置をいくつもいくつも置くと後の維持管理だけでも大変ですし、お客さんにも迷惑がかかる。できるだけシンプルに簡単な装置1台で行うべきであると思います。他のところに対応する或いは使う人が少ないと、少なくともってできるだけ機械は台数は少なくても数がこなせれば十分だと思います。また入札についても特殊なものでありますのでどこでもいつでも売っているものではなくて特殊なものであり、これは入札する業者が1社しかなかったということは止むを得ない事情であり、このことで反対するのはあまりにも間違いではないかと思しますので賛成いたします。

**議長（原田安生君）**

ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第62号の件を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<賛成者 6 名>

はい、ありがとうございます。挙手多数であります。よって議案第 62 号の件は原案のとおり同意されました。可決されました。

----- **議案第 63 号** -----

**議長（原田安生君）**

次に日程第 11 議案第 63 号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、総務課長。

**総務課長（内藤敏行君）**

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。1枚めくって新旧対照表をご覧ください。別表第 1、2 条関係でございます。改正前では、北名古屋水道企業団、尾張市町交通災害共済組合を改正後では尾張市町交通災害共済が解散したことにより削除するものでございます。次に別表第 2、第 5 条関係でございますが、これにつきましては、1枚めくっていただきまして、組合議員の選挙区の改正でございます。第 3 区の中から同じく尾張市町交通災害共済組合を削除するものでございます。最初のページに戻っていただきまして附則になりますが、施行期日です。この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。経過措置です。この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合同約別表第 2 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後最初に実施される議員の選挙から適用する。提案理由でございます。この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合同約を変更することについて協議する必要があるからである。以上でございます。

**議長（原田安生君）**

議案第 63 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 63 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第 63 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって議案第 63 号の件は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第 64 号

**議長（原田安生君）**

次に日程第 12 議案第 64 号東三河広域連合規約の変更についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、振興課長。

**振興課長（長谷川伸君）**

議案第 64 号東三河広域連合規約の変更について。提案理由は、東三河広域連合において地域産業を担う人材の育成支援に関する事業を行うため広域連合の処理する事務に加える必要があり地方自治法第 291 条の 11 の規定により東三河広域連合規約を変更することについて関係地方公共団体の議会の議決が必要であり議会の議決を求めるため規約の変更を提出するものです。1 枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。左側の変更後にあります下線部分を追加するものです。この追加は広域連合の新規事業として新たな技術や地域産業に変革を起こせるような人材の育成を産学官連携で支援し地域産業の発展と雇用の創出を図ることを目的としております。では最初のページに戻っていただきまして。附則、この規約は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。以上で説明を終わります。

**議長（原田安生君）**

議案第 64 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

#### 4番（浅尾もと子君）

今回実施事業に新たに加わる地域産業を担う人材の育成支援に関することとは具体的に何か伺います。あわせて広域連合として取り組む意義を伺います。

（「議長、振興課長」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、振興課長

#### 振興課長（長谷川伸君）

まずこの目的としましては、先程申しましたように新たな技術や地域産業にイノベーションを起こせるような人材の育成を図るということで、まず2つの事業を行う予定でございます。1つ目につきましては東三河ビジネスコンテストの拡充。これは豊橋市や株式会社サイエンスクリエイトが中心となっている人材育成事業であり、ビジネスプランコンテストをフォローアップして東三河地域の産業を担う人材育成を進めるという事業でございます。もう1つ目につきましては、オープンデータを活用した人材育成事業ということで、この事業につきましてはオープンデータの活用、それとオープンデータの活用した研修を行うというこの2つの事業で、広域連合と致しましてはこの政策の2つの取り組みを計画、実施することによって新たな技術や発想で東三河の地域産業に新しい活用など創出が図れるようにしたいという目的でございます。以上です。

#### 議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第64号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これより議案第64号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第64号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第65号

**議長（原田安生君）**

次に日程第 13 議案第 65 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、副町長。

**副町長（伊藤克明君）**

それでは予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 65 号令和 2 年度東栄町一般会計補正予算第 9 号について。続いて 2 ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入、歳出それぞれ 2146 万 5 千円を減額し、予算総額を 43 億 1804 万 2 千円とするものです。先ほどの町長議案大綱説明では 2140 万 5 千円の増額と説明いたしましたがこの場で訂正をさせていただきます。第 2 条の繰越明許費につきましては 6 ページの事業について翌年度に繰り越すものです。第 3 条の地方債の補正につきましては 7 ページの地方債補正において 940 万円を追加するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。まず全般的なことですが人件費については人事院勧告に基づく期末手当の引き下げと共済費の標準報酬月額の設定及び異動等によるもので、一般会計では 384 万 3 千円の増額、特別会計を合わせると 327 万 2 千円の増額となります。それでは個別の説明をさせていただきます。なお個別の人件費については説明を省略させていただきます。14 ページをお開きください。2 款 1 項 1 目一般管理費 11 節印刷製本費及び 7 目企画費 11 節印刷製本費はコピー代を追加するものです。16 ページ 19 節移住者通勤支援補助金及び町内定住促進支援補助金は新規対象者が出たため追加するものであります。18 ページ 3 款 1 項 1 目社会福祉費 20 節後期高齢者福祉医療費は実績見込みにより追加するものです。3 目障害者福祉費 12 節手数料は障害者福祉サービスの意見書及び支払手数料を実績見込みより追加するものであります。20 ページ 19 節障害者施設等通所通院交通費助成金は当初週 1 回の通所の予定が週 5 回に変更になったことから追加するものであります。20 節精神障害者医療費（福祉医療）及び精神障害者医療費は実績見込みより追加するものです。更生・育成医療費は新たに育成医療費の対象者が発生したことにより追加するものです。障害者自立支援給付費は障害児通所分を追加するものです。23 節返還金は令和元年度自立支援給付費の国県負担分を清算により返還するのです。4 目老人福祉費 28 節は後期高齢者医療特別会計の補正による減額です。7 目介護予防施設費 11 節修繕料は水中運動教室を実施する温水プールの天井の照明を交換するのです。2 項 1 目児童福祉総務費 11 節光熱費と 12 節電話料は、子育て支援センターの実績見込みよる追加であります。20 節遺児手当及び児童手当は対象児童の増により追加するもの



です。22 ページ目 2 目保育園費 11 節光熱水費 12 節電話料は実績見込みより、火災保険料は園児数の増により追加するものです。4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 28 節は東栄医療センター特別会計の補正による減額です。2 目予防費 13 節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業委託はワクチンが接種可能になった際に速やかに住民への接種を行えるよう必要なシステムを整備しておくものです。19 節インフルエンザ予防接種費用助成金は 65 歳以上の高齢者の接種費用を無料にするための追加です。24 ページ 3 目環境衛生費 19 節合併浄化槽設置者補助金は本年度予定していた基数を消化したため 1 基分追加するものです。28 節は簡易水道特別会計の補正による減額です。26 ページ 5 款 1 項 8 目農業集落排水事業費 28 節は農業集落排水事業特別会計の補正による減額です。28 ページ 6 款 1 項 2 目商工振興 19 節特産品開発等事業補助金は特産品パッケージのデザイン等に対する申請が 1 件あったことから追加するものです。3 目観光費 13 節観光施設等 W i - F i 環境構築委託料はグリーンハウス、スターフォレスト御園、千代姫荘及びのき山学校で W i - F i が使用できるよう整備するものです。5 目温泉施設費の 11 節修繕料はとうえい温泉の機械・機器の修繕をするものです。30 ページ 7 款 2 項 1 目道路橋梁総務費 11 節から 17 節は一般県道八橋中設楽線道路改築工事の公共補償で町が地権者に対して補償手続きを行うための補償費を含めた経費です。3 項 1 目住宅管理費 11 節修繕料は退去した町営住宅の修繕をするものです。32 ページ 4 項 2 目公共下水道費 28 節は公共下水事業特別会計の補正による減額です。34 ページ 9 款 2 項 1 目学校管理費 14 節東栄小学校 PC 等借上料は児童一人一台の端末を整備するにあたり「心の天気・学びの天気」というアプリを導入するための費用です。3 目学校施設整備費 11 節修繕料は 8 月の落雷によって被災したガス供給設備の修繕です。3 項 1 目学校管理費 13 節生徒輸送運転業務委託料は小林地区への生徒輸送により送迎時間が増えたことによる追加です。2 目教育振興費は県の地域学校協働活動推進事業費補助金が追加されたことによる財源更正です。36 ページ 6 項 2 目グリーンハウス費 11 節修繕料は消防設備の不具合による追加です。4 目花祭会館費 15 節花祭会館音響設備改修工事は音が反響して聞きにくい会館内の音響設備を改修するものです。10 款 3 項 1 目林道施設災害復旧費は 7 月の大雨にて発生した小田線 2 箇所及び小田沢登線線 3 カ所の災害箇所について工事内容の見直しをした結果減額するものです。38 ページ 11 款公債費は実績見込みにより補正するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。1 款 1 項市町村民税、2 項固定資産税、3 項軽自動車税、6 ページ 4 項町たばこ税については歳入見込み額を増減するものです。滞納繰越分については歳入見込み額を増額するものです。10 款 1 項 1 目地方交付税の普通交付税は本年度の交付額が決定しましたのでその一部を財源調整のため追加するものです。14 款 1 項 1 目民生費 国庫負担金は実績見込みにより追加するものです。2 目災害復旧費 国庫負担金は工事費の減額により減額するものであります。8 ページ 2 項のそれぞれの目にあります地



方創生臨時交付金は2次分として交付される分につきまして12月補正で追加する事業に充当するのです。1目総務費国庫補助金は観光施設費等Wi-Fi環境構築委託料に3目衛生費国庫補助金はインフルエンザ予防接種費用助成金に5目教育費国庫補助金は花祭会館音響設備改修工事に充当します。3目衛生費国庫補助金と15節2項3目衛生費県補助金の合併浄化槽設置整備事業費補助金は合併処理浄化槽設置者補助に充当するものでそれぞれ基準額の3分の1となります。15款1項1目民生費県負担金の障害者自立支援給付費等負担金、更正医療費負担金及び児童手当負担金は実績見込みによる追加です。2項2目民生費県補助金の障害者医療費支給事業補助金、後期高齢者福祉医療費支給事業補助金は実績見込みによる追加です。3目衛生費県補助金の高齢者インフルエンザ予防接種費補助金は65歳以上の高齢者の接種に係る自己負担分1500円分について県の補助を受けるものです。7目教育費県補助金の地域学校協働活動推進事業費補助金は地域未来塾事業に対する補助です。10ページ18款2項1目高齢者いきいき健康増進基金繰入金はとうえい温泉の機器等の修繕に充当するものです。20款5項1目雑入の建物罹災共済金は落雷により被災した小学校のガス供給設備の修繕にかかるもので全国自治協会から支払われる共済金です。一般県道八橋中設楽線道路改築工事公共補償等は布川地内の道路改築工事に伴う公共補償を町が行うことによりその経費を県から交付されるものです。21款1項6目消防費のSアラートシステム整備事業は緊急防災減災事業債を充当することによる追加です。9目災害復旧債は林道小田線と小田沢登線の災害復旧工事費の減額によるものです。次に40ページをお願いいたします。繰越明許費についてです。林道小田線及び小田沢登線の災害復旧工事について年度内の完了が見込めないため全額翌年度に繰り越すものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

#### 議長（原田安生君）

議案第65号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに補正予算説明書の歳出からお願いいたします。1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費14ページから25ページまでになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

続いて5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、9款教育費、10款災害復旧費、11款公債費24ページから39ページまでになります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で歳出の質疑を終わります。次に歳入全般について質疑をお願いします。補正予算説明書の6ページから13ページまで。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第65号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に日程第 14 議案第 66 号令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます  
（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

予算書の 9 ページをお願いいたします。議案第 66 号令和 2 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について。1 ページはねていただいて、今回の補正は歳入歳出それぞれ 49 万 6 千円を追加し予算総額を 1 億 2644 万 6 千円とするものです。それでは予算説明書を使いまして説明いたします。まず歳出から説明します。予算説明書の 48 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費 30 万 8 千円の補正につきましては、後期高齢者医療のシステム改修にかかる経費でございます。3 款 1 項 1 目後期高齢者医療費につきましては、財源更正であります。4 款 1 項 1 目償還金及び還付加算金 18 万 8 千円につきましては前年度収納した保険料の還付にかかる経費でございます。次に歳入について説明いたします。44 ページをお願いします。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、こちらにつきましてはシステム改修に係る事務費繰入金 24 万 7 千円が増となりますが、一方で繰越金の確定によりこれらをすべて財源として充当したことと前年度の療養給付費負担金の確定による清算金を充当したため 605 万円の減となりました。4 款 1 項 1 目繰越金 339 万 3 千円、こちらにつきましては繰越金が確定したことによるものです。5 款 2 項 1 目保険料還付金 18 万 8 千円、こちらにつきましては歳出の保険料還付金に充てるものでございます。5 款 3 項 1 目雑入 290 万 4 千円につきましては前年度の療養給付費負担金の確定による清算額でございます。10 款 1 項 1 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 6 万 1 千円につきましてはシステム改修に係る国庫補助金でございます。説明は以上です。

議長（原田安生君）

議案第 66 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般についてお願いいたします。必要ございませんか。  
（「なし」の声あり）

以上で議案第 66 号の質疑を打ち切ります。

-----**議案第 67～69 号**-----

ここでお諮りいたします。日程第 15 議案第 67 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 3 号について、日程第 16 議案第 68 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について、日程第 17 議案第 69 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号についての 3 案件を一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 67 号から議案第 69 号までの 3 案件を一括議題といたします。執行部の説明を求めます

(「議長、事業課長」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

はい、事業課長。

**事業課長 (原田経美君)**

補正予算書の 13 ページをご覧ください。議案第 67 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 3 号について。その後お願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 48 万 3 千円を減額し予算総額を 1 億 9115 万 8 千円とするものです。それでは補正予算書で説明します。まず歳出から説明します。56 ページをご覧ください。人件費については省略させていただきます。2 款 1 項 1 目水道管理費 45 万 4 千円の減額につきましては、光熱水費電気量ですけれども東菌目浄水場から本郷配水池への道水が不安定なため中設楽浄水場からの利用区域を広げている為取水ポンプの稼働頻度が増えているものです。修繕料につきましては今年度において漏水工事や消火栓修繕が増えたものです。消費税につきましては納付額の計算による減少です。次に歳入について説明します。54 ページをご覧ください。先に 6 款 1 項 1 目繰越金 65 万円につきましては歳出の補正に伴い確定した前年度繰越金を増額するものです。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 113 万 3 千円の減額につきましては歳出の補正に伴い繰越金と調整して一般会計繰入金を減額するものです。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。続いて補正予算書の 17 ページをお願いします。議案第 68 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について。今回の補正は歳入歳出それぞれ 52 万円を追加し予算総額を 1 億 6691 万円とするものです。補正予算書で説明します。64 ページをお願いします。人件費については省略させていただきます。工事請負費につきましては下水道新規加入のため公共柵の設置が必要なものです。消費税は納付額の計算による増額です。次に歳入について説明します。62 ページをご覧ください。先に 5

款1項1目繰越金 120万9千円つきましては歳出の補正に伴い確定した前年度繰越金を増額するものです。4款1項1目一般会計繰入金 68万9千円の減額につきましては歳出の補正に伴い繰越金と調整して一般会計繰入金を減額するものです。以上で公共下水道特別会計の説明を終わります。続いて補正予算書の21ページをお願いします。議案第69号令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について。今回の補正は歳入歳出それぞれ8千円を追加し予算総額を3602万7千円とするものです。補正予算説明書で説明します。72ページをご覧ください。1款1項1目農業集落排水維持管理費8千円つきましては人件費の職員手当の減額と共済費の改定による増額です。次に歳入について説明します。70ページをご覧ください。先に4款1項1目繰越金 200万飛んで1千円つきましては歳出の補正に伴い確定した前年度繰越金を増額するものです。3款1項1目の一般会計繰入金につきまして199万3千円の減額につきましては歳出の補正に伴い繰越金と調整して一般会計繰入金を減額するものです。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

#### 議長（原田安生君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑は議案ごとに行います。はじめに議案第67号の質疑を行います。質疑はございませんか。歳入、歳出全般について。

（「なし」の声あり）

以上で議案第67号の質疑を打ち切ります。

次に議案第68号の質疑を行います。歳入、歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第68号の質疑を打ち切ります。

次に議案第69号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第69号の質疑を打ち切ります。

---

#### 議案第70号

次に日程第18議案第70号令和2年度東栄医療センター特別会計補正予算第3号についてを議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

### 医療センター事務長（前地忠和君）

予算書の 25 ページをお願いします。議案第 70 号令和 2 年度東栄医療センター特別会計補正予算第 3 号について。26 ページをお願いします。今回の補正は歳入、歳出にそれぞれ 250 万 3 千円を追加し予算総額を 5 億 9156 万円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。80 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目 3 節職員手当等 4 節共済費は、期末手当引き下げによる減額となります。12 節役務費手数料は危険物取扱試験にかかる手数料、自動車保険料は当初 1 台分の保険料の漏れがあったことによる増額でございます。27 節公課費消費税は中間申告分でございます。2 款 1 項 3 目 13 節委託料は来年 4 月からマイナンバーカードへ保険証を登録することが可能となることによりその資格確認をオンラインでできるようにするシステムの改修です。2 款 2 項 1 目 11 節需用費入院患者材料費は今年度当初より患者給食をレトルトに変更した際に朝食の手作り分、これは味噌汁等でございますがお米代の計上の漏れによる増額でございます。次に歳入の説明させていただきます。78 ページをご覧ください。3 款 1 項 1 目国庫補助金のインフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療検査体制確保事業交付金つきましましては診療検査医療機関が発熱患者等専用の診察を設けて患者を受け入れる体制を取った場合、体制を整えているにも関わらず患者が来なかった時の補填としての補助金。交付金ですが 898 万 9 千円です。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は財源更生による減額です。7 款 1 項 1 目雑入、医療提供体制設備整備交付金はオンライン資格確認対応システム改修に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金となります。以上です。

### 議長（原田安生君）

議案第 70 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入、歳出全般についてお願いします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第 70 号の質疑を打ち切ります。皆さんにお伺いしますがこれ若干 12 時まわるかと思いますが、引き続きやりたいと思いますがご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは進行します。

### ----- 諮問第 1 号 -----

次に日程第 19 諮問第 1 号人権擁護委員の候補者の推薦についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について。候補者ですが氏名、生年月日、住所の順に読み上げます。亀山邦江、昭和28年■月■日、東栄町大字下田字■■■■■■■■■■、岡田さとみ、昭和31年■月■日、東栄町大字川角字■■■■■■■■■■、和合真由美、昭和29年■月■日、東栄町大字足込字■■■■■■■■■■、原さき子、昭和33年■月■日、東栄町大字振草字■■■■■■■■■■、任期につきましては令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。提案理由令和3年3月31日をもって清王一正、渡津陽子、西田明子、亀山邦江各委員が任期満了となるため。以上であります。

議長（原田安生君）

諮問第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので、討論は省略して直ちに採決を致します。お諮りいたします人権擁護委員に亀山邦江君、岡田さとみ君、和合真由美君、原さき子君を適任とすることにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって諮問第1号の件は原案の通り4名を適任とすることに決定いたしました。

## ----- 報告第9号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第20 報告第9号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての件を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）



報告第9号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告いたします。内容は令和元年度の点検評価でございます。報告書をご覧ください。この報告書は第6次東栄町総合計画に掲げた政策目標ごとに達成状況と今後の課題を点検評価することによって翌年度以降の取り組みに生かすことを目的としておりまして、9月に開催しました総合教育会議で承認されたものでございます。教育に関する総合計画は4つの基本施策から構成されておりまして、報告書ではそれぞれの基本施策の本文の次に評価シートによる点検評価を記載してあります。それでは主な実施状況と課題を抜粋して説明をいたします。はじめに5ページをご覧ください。基本施策1学校教育です。1-1 きめ細やかな教育の推進では保小中連携教育の計画案の修正や教員の校内現職研修、教育支援員の配置などを実施いたしました。1-2 知・徳・体が調和した教育の推進ではALTを活用した英語教育、中学生海外派遣事業などを実施しました。1-3 連携教育の推進は北設楽中高一貫教育の取り組みなど、1-4 小中学校の施設設備の充実は中学校体育館の軒点改修や小中学校普通教室へのエアコン設置を行いました。実施しました。1-5 高校への就学支援は高校生通学費補助や私立学校授業料補助を行いました。課題としましては保小中連携計画案などはさらなる検討が、中学生の海外派遣事業については効果を落とさずに費用を抑える工夫が必要であると認識しております。次に9ページ基本政策に家庭、地域における教育です。2-1 家庭教育力の向上は保小中連携教育計画案の修正やスクールカウンセラーの配置などを行いました。2-3 子供の居場所づくりは愛知大学のサマースクール授業やスクールガード、地域見守り隊の活動などを実施しました。次に12ページ基本施策3生涯学習、生涯スポーツです。3-1 生涯学習の充実では、各種生涯学習講座を実施いたしました。3-2 スポーツ活動の充実にはプロ選手によるスポーツ指導などを実施いたしました。3-3 総合社会教育文化施設の充実と利用促進は平成30年度に改修をしたB&G体育館とプールのリニューアルイベントの実施や総合社会教育文化施設の指定管理、施設改修などを行いました。課題としましては生涯学習の指導者の人材発掘や施設の有効利用などがあります。次に15ページ基本施策4文化の保存と継承です。4-1 後継者育成の支援は無形民俗文化財に対する補助 4-2 文化財の保存継承環境作りは花祭会館の映像データベース化や資料整理などを行いました。引き続き文化の保存と継承に関する事業を進めていく必要があると認識しています。主な点を抜粋して説明させていただきましたが、詳細につきましてはお手元の報告書の通りの点検評価でございます。なおこの点検評価報告書につきましてはこの後東栄町のホームページで公表いたしますので宜しくお願い致します。以上です。

#### 議長（原田安生君）

報告第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。



（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

この報告の全体を通して現在のコロナ禍の下での教育という観点が必要ではないかと考えます。突然の休校や修学旅行など催しの再点検が責められており、どのように教育環境を担保するのかというのは今後の大きな課題であると思いますが、報告は次回に盛り込まれると考えてよいか伺います。

（「議長、教育長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、教育長。

**教育長（佐々木尚也君）**

令和元年度の報告でございますので、元年度の授業についての内容となっております。コロナに関しましては令和2年度のものにつきまして対応していくことが必要になるかというふうに思います。計画に沿った授業進行して参りますし、来年度お話をさせていただくものにつきましてはその修正が当然求められるものというふうに考えておりますので一つ一つの授業をつぶさに確認をしながら改めて2年度分の報告とさせていただきます。元年度末に関しましては多少の動きがあったんですけれども本日計画に沿って評価をさせて頂いた部分については大きな影響はなかったかというふうに認識をしておりますのでご了解ください。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

続いて3ページの現状と課題について伺います。都会と比べ保護者の経済的負担が大きくなっていますと書かれています。課題の1-5ですね個別施策の1-5の主な事業の2事業、高校生通学費補助事業、私立高校授業料補助事業といったものが載っているんですけれども、他に何か伺いたいと思います。他に保護者の経済的な負担はあるのか伺います。

（「議長、教育課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

1-5 につきましては、高校生の修学ということで通学費補助それから授業料補助でございますが高校生以外の免除等につきましては要保護、準要保護の就学援助それから特別支援の支援等がございます。その2点かと思えます。お願いします。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

7ページの児童公園の整備という点なんですが、具体的な構想を伺います。

（「議長、教育長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

児童公園の構想につきましては、前回座談会でもご指摘を得たところでございます。ただ一箇所に子供達が集まって遊ぶような公園というふうになりますと、町内広うございましてその一箇所を整備しても実質的に集まらない子供も多数出てくると思いますか、特にこの時期で日没が早かったりしますと学校から帰ってそこへ来るだけでも既にもう暗くなるかそういうことも出ておまして、実に頭を悩ましているところでございます。子供達が数が少なくなることによって一人で遊んでいてもつまらないかそういうことがございますもんですからその地区性だとかそういったことも考えながら新たに具体的な案を出してまいりたいというふうに思っておりますし、実際に子供が使える所でないと大きな投資ももたないといえますかというようなこと考えておりますのでもし様々な案が頂けましたらそれを少しでも具体化していきたいと思っておりますし座談会等でもそういう声に耳を傾けてまいりたいと考えているところでございます。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

#### 4番（浅尾もと子君）

最後に要望なんですが、前年の議会では同様の報告を受けていなかったかと記憶しています。前年度分など改めて議会に報告して欲しいと思います。以上です。

#### 議長（原田安生君）

そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

以上で本日上程されました案件の審議が日程通り全て終了いたしました。本日上程されました案件のうち本日議了いたしました案件を除く9案件につきまして所管の常任委員会に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布させますのでよろしく願いいたします。

#### 付託表の配布

お諮りいたします。ただ今お配りした付託表の通り9案件を所管の委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって付託表の通り付託することに決定いたしましたのでよろしくご審議をお願いいたします。また会期中の会議日程もこの議会の冒頭で決議を頂いたとおりでございますのでそれぞれご出席をお願い申し上げます。

----- 散会 -----

#### 議長（原田安生君）

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。